

## 【表紙】

【発行登録番号】	24 - 関東80
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月1日
【会社名】	GMOインターネット株式会社
【英訳名】	GMO internet, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷 正寿
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03(5456)2555
【事務連絡者氏名】	専務取締役 グループ管理部門統括 安田 昌史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03(5456)2731
【事務連絡者氏名】	グループ人事・グループ総務担当取締役 菅谷 俊彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成24年6月9日)から2年を経過する日(平成26年6月8日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注1) 130,000,000円(注2) (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載している。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	未定(注) 1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	不要
申込取扱場所	未定
割当日	未定
払込期日	無償にて発行するため払込期日はありません。 新株予約権発行の日は未定です。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 新株予約権の発行総数は、1億3千万個を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、発行総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがあります。

2 当社は、当社の取締役会が新株予約権の発行を決定する際に定める一定の期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（但し当社を除きます。）に対し、新株予約権の引受権を与え、新株予約権を発行するものであります。

3 各株主が有する新株予約権の引受権の目的たる新株予約権の数は、各株主の所有株式1株につき1個の割合とします。

##### (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	GMOインターネット株式会社 普通株式 単元株式数は100株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 各新株予約権の目的たる株式の数は1株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	未定(注) 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定(注)2
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定(注)2
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	未定
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社の取締役会が定める額とします。

2 当社取締役会で定めるところによります。また、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得事由及び取得条件を設けることがあります。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定であります。

### (2) 【手取金の使途】

未定

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針を策定しております。かかる対応方針の内容は以下のとおりです。

- (注)1 特定株主グループとは、(1) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、並びに(2) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)又は特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、大規模買付者による大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠であると考えております。

当社グループは、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、ドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援・Web制作、セキュリティ、決済、アクセスなどの事業を主とする、WEBインフラ・EC事業、インターネットメディア・検索関連、広告代理などの事業を主とする、インターネットメディア事業、及び、インターネット証券事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記のような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従業員

員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模な買付行為を評価するに際しても、当該買付行為の買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会といたしましては、大規模買付に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を策定した上で、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表することにより、株主の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとしたします。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### (1) 情報提供

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には以下の事項を記載していただきます。

大規模買付者の名称及び住所

大規模買付者の設立準拠法

大規模買付者の代表者の氏名

大規模買付者の国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要

大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社は、上記乃至全てが記載された意向表明書の受領後5営業日以内(初日不算入)に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報提供をしていただくことがあります。なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく大規模買付情報の一部に含まれるものとします。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が  
存する場合にはその内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付者に対する買付資金の供与者の名称その他の概要・属性

大規模買付行為が完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画  
大規模買付行為が完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ  
安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を  
向上させることの根拠

当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と  
当社及び当社グループとの関係について、大規模買付行為が完了後に予定する変更の  
有無及びその内容

なお、大規模買付行為のご提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の  
皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を公  
表します。

## (2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模  
買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての  
買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、  
当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期  
間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必  
要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締  
役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為  
に関する条件の改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもありま  
す。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとし、

## 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締  
役会は、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を守ることを目的として、新株予約権の発行及  
び/又は新株発行等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下、「対  
抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置について  
は、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、（第一部 証券情報  
第1 募集要項）に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果  
を勘案した行使期間及び行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループは当該新株予約権を行使でき  
ないものとする等）を設けることがあります。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対で  
あったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないもの  
の、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じる  
か否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替  
案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主の皆様  
の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の  
皆様の利益を守るために対抗措置（具体的な対抗措置の内容は上記3.（1）に記載のとおりです。）を講じるこ

とがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社関係者に株式を引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式の買付けを行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無及び実現可能性等を含むがこれらに限らない。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。)

大規模買付者による支配権の取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損の恐れ若しくは当社の企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

#### 4. 対抗措置の合理性・公正性を担保するための手続

- (1) 大規模買付ルールに則った一連の手続の進行について、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で当社株主の共同の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える一定の対抗措置を講じる場合においては、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置いたしました。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び取締役又は執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。現在、特別委員会の委員には、当社の社外監査役3名及び穴戸善一氏(一橋大学大学院教授)並びに増田英次氏(弁護士)の合計5名が選任されております。
- (2) 当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役3名を含む監査役の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとします。また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値に与える影響等を検討するものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提出された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、又は当社株主の皆様に対して当社取締役会の代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認めた場合には、上記対抗措置の発動の是非以外の事項についても、任意に特別委員会に諮問することができることとし、特別委員会は、当該諮問に基づき、取締役会が諮問する事項について検討し、取締役会に対して勧告を行います。

- (3) 上記(2)の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値の維持・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止・撤回等を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して、当該対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた検討の結果、当社取締役会が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値の維持・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、取締役会決議により、新株予約権及び/若しくは株式の発行の中止等の判断を行い、発動した対抗措置を中止・撤回するものとします。

## 5. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

### (1) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合は、適用ある法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、当社株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。但し、大規模買付ルールに違反した大規模買付者については、当該対抗措置が講じられた場合、結果的に法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。上記対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないよう予め注意を喚起するものです。

### (2) 対抗措置発動に伴って当社株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行又は新株発行がなされる場合、名義書換未了の当社株主の皆様は、別途当社取締役会が決定し公告する期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。更に、株主割当による新株予約権の発行若しくは行使又は新株発行に際しては、当社株主の皆様には、新株予約権又は新株を取得若しくは行使するために、所定の期間内に一定の

金額の払込を行っていただく必要があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

#### 6. その他

(1) 上記対応方針は、当初、平成18年3月13日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものですが、以後、毎年3月に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、上記対応方針を維持するか否か及び維持するとした場合にはその内容について、検討し決定することとしております。また、当社定款は、取締役の任期は1年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までと規定しており、上記対応方針の継続又は改廃は、毎年の当社定時株主総会において当社株主の皆様が選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。なお、選任の際の取締役候補者の上記対応方針に関する賛否は、当社株主総会の取締役選任議案に記載することと致します。

(2) 当社取締役会は、会社法その他の関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、今後とも当社株主の皆様との共同の利益及び当社の企業価値の維持及び向上の観点から、必要に応じて上記対応方針を見直し、又は上記対応方針に変えて別種の濫用的企業買収予防策の導入を図って参りたいと考えております。上記対応方針の変更等については、速やかに当社株主の皆様にお知らせします。

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)  
平成24年3月26日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期 第1四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)  
平成24年5月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成24年6月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を平成24年3月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（平成24年6月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日（平成24年6月1日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

GMOインターネット株式会社 本店  
(東京都渋谷区桜丘町26番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。